

平成 30 年 1 月 25 日

各 位

会社名	株式会社ソフィアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 新村 直樹
(コード番号)	6942)
問合せ先	経営企画室 浅野 茂雄
(TEL)	03-6265-3339)

内部調査委員会の調査報告書受領に伴う再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 22 日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、過去に発表した過年度決算短信等の訂正が必要であることが判明いたしましたため、本件会計処理等の事実関係、原因究明及び再発防止策の提言を目的とした内部調査を行うために設置した内部調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当社は、本報告書で指摘を受けた内容を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、下記のとおり、不適切な会計処理に関する再発防止策等の具体的な施策について決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、改めて衷心より深くお詫び申し上げます。

今後は、可能な限り早期に改善策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

不適切な会計処理に関する再発防止策について

1. 基本的な課題認識

① 営業に偏重し管理部門を軽視した経営

当社グループは、当社が遵守すべき職務権限規程や業務分掌規程、稟議規程などの規程等は当時から整備されておりましたが、ソフィアデジタル株式会社（以下「ソフィアデジタル」といいます。）においては、職務権限規程や業務分掌規程、稟議規程などの業務管理に関する規程が存在していませんでした。また当社グループにおいて、会計記帳に関する業務プロセスや、検収基準に関するルールが明確に規定されていないなど、会計業務管理に関する全社的な方針と手続きに著しい不備がありました。

こうした中、当社グループにおいて、経理や内部監査等の管理部門に十分な人員が配置されておらず、架空売上の計上を見過ごすなど不十分な社内チェック体制となっていました。

このように、当社グループにおいて営業業務を過度に優先し管理部門を軽視した経営が行われていたことが、本件事象の発生につながった根本原因であると認識しております。

② 監査機能の機能不全

ソフィアデジタルの監査役が営業担当者を兼務する体制となっており、監査役の独立性に問題があったことを認識しております。また当社監査役とソフィアデジタル監査役の連携が不十分であったことも本件事象の発生につながった一因であったと認識しております。

監査役監査において、毎月のグループ役員会に出席してグループ子会社経営陣へのヒアリングを行っておりましたが、子会社内の監督機関が有効に機能しているか否かを十分に確認できなかったということも本件事象の発生につながった一因であったと認識しております。

③ 不十分な内部監査体制

当社の内部監査室においては、知識不足と他部署と兼任しており内部監査体制は不十分であったこと、また内部統制報告制度に係る評価業務等の安定的な内部統制制度の運用に比重を置いておりましたので、十分な実効性のある内部監査が出来ておりませんでした。

また、内部監査人、監査役、会計監査人の間において、連携不足だった点も本件事象の発生につながった一因であったと認識しております。

④ 当社及びグループ会社におけるコンプライアンス意識の欠如

平成 26 年 3 月期の ARecX6 の販売計画必達を指示した取締役及び本件事業の実務を担っていたソフィアデジタル監査役のコンプライアンス意識が著しく欠如していたことあったことも、本件事象の発生につながった一因であったと認識しております。

2. 具体的な再発防止策

平成 28 年 3 月期以降においては、当社の重要な事業拠点における主要な取引において、類似の不正がないことを調査により確認したこと、本件不適切な会計処理に関わったソフィアデジタルの元代表取締役でもあった元当社取締役とソフィアデジタル元監査役は、平成 26 年 6 月に辞任したことにより、営業に偏重した経営から改善していること、検収書改ざんなどの忒意性が介在しやすい取引が減少したこと、平成 26 年 6 月に社外監査役 2 名と平成 27 年 6 月に社外取締役 1 名を選任し、監査役監査体制と取締役会の機能が改善されていること等により、平成 28 年 3 月期以降において、内部統制の開示すべき重要な不備に該当しないと判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、グループ全社の内部統制の向上を図ってまいります。また、内部調査委員会の提言を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

ます。

① 経営管理体制の強化

本件事象と類似の事案の再発防止のため、以下のとおり、平成30年3月末の完了を目途に実施致します。

- イ. 当社の検収基準、棚卸資産の評価に関して、経理規程細則に基準を定め運用を行います。また、グループ子会社の請求書や検収書等の会計証憑を当社管理部とグループ子会社担当部門とが相互に確認する業務フローに変更し、それをマニュアル化することにより、当社およびグループ子会社間の質と認識を揃え、会計記帳時における証憑確認を徹底、牽制する体制を整備致します。
- ロ. 当社の形骸化した関係会社管理規程を見直し、実効性のあるものに改定いたします。また、改定した関係会社管理規程を当社およびグループ子会社に対し、再度周知・徹底を行い、特に当社への承認事項、報告事項に関しては、毎週の定例会議で当社取締役承認をもらうフローに変更、運用し、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクと事業および不正のリスクを報告させ、それに伴う改善を継続的に行うことで、グループ子会社の取締役会の管理、監督を行います。また毎月のグループ役員会において、関係会社管理規程が運用されているか継続的にモニタリングを行います。現在は当社代表取締役新村直樹により、事業推進と内部統制のバランスを重視した経営を行っております。
- ハ. グループ子会社の業務執行に対するより積極的かつ厳格な関与を徹底するため、グループ子会社の管理を主として担当する部門及び担当者を設け、かかる業務に精通した社員を採用し、グループ子会社の業務執行を牽制する体制を整備致します。
- ニ. 当社及びグループ子会社の取締役及び監査役に対して、その役割・責務に係る事項に加え、会計制度に対する意識を高め、会計制度についての知識・理解を深め、必要な知識の習得と適切な更新等の研鑽を図るための研修を外部の研修に少なくとも年1回参加することによって、各職責についての自覚を高め、グループ子会社における実効性のある経営管理体制を構築致します。今期につきましては、平成30年3月末を目途に実施致します。

② 監査機能の強化

本件事象と類似の事案の再発防止のため、以下のイ. とロ. につきましては、平成29年12月から実施致しております。ハ. につきましては、平成30年6月開催の定時株主総会までに取締役会の設置と監査役の選任を検討し判断いたします。

- イ. グループ子会社の業務執行に対するより積極的かつ厳格な関与を徹底するため、すでにグループ役員会の参加と常勤監査役による毎週当社及びグループ子会社の経営会議への参加により、当社及びグループ子会社の監査は機能していると考えておりますが、新たに取締役と監査役との意見交換の場を月1回設け、監査役会の機能と

取締役会への牽制の強化を図ります。

- ロ. 常勤監査役と社外監査役との意見交換会を月1回行い、監査役会内部の情報共有等を図ります。また、意見交換会には、子会社の監査役を含めるとともに内部監査室を出席させ、監査役と内部監査室の連携を図ります。
- ハ. 当社の子会社においても、可能な限り取締役会や監査役を設置し、十分な社内チェック体制を整えます。子会社の取締役や監査役として十分な人員を割くことが困難であれば、グループ会社の組織再編を行うことも視野に入れて参ります。

③ 内部監査体制の改善

本件事象と類似の事案の再発防止のため、以下のとおり、平成30年3月末の完了を目途に実施致します。

- イ. 内部監査室の担当者は兼任状態であったため、平成30年1月頭に専任しております。そして、毎週当社の経営会議に出席することで管理部と連携を密に行い、内部監査室の体制強化を図ります。内部監査室の担当者に対する、監査能力、会計知識の向上に関する外部研修を少なくとも年1回受講することにより、監査体制を強化致します。今期につきましては、平成30年3月末を目途に実施致します。
- ロ. 内部監査の実施にあたり、グループ全体でリスクの高い業務を識別し、優先順位をつけて監査を実施することで効果的かつ効率的な内部監査体制を構築します。
- ハ. 商品在庫を扱う業務が発生した場合には、商品在庫の不定期なサンプリング監査評価を内部監査室で行い、抑止力を高め、監査体制を強化致します。
- ニ. 当社及びグループ子会社の当該規程を見直した後は、社内規程が遵守されているかどうかについて、内部監査室が四半期ごとに遵守状況のモニタリング監査を実施致します。
- ホ. 内部監査人と当社およびグループ子会社の監査役と会計監査人との意見交換会を四半期に1回行い、監査役会内部の情報共有等を図ります。

④ 当社及びグループ会社におけるコンプライアンス意識の徹底

本件事象と類似の事案の再発防止のため、以下のとおり、平成30年3月末の完了を目途に実施致します。

- イ. 内部通報制度を整備するため、当社及びグループ子会社の公益通報に関わる内部規程を見直し、外部の通報窓口として法律事務所を加えるなど適切な規程に改定し、グループ内での周知、教育を経て速やかに当該規程を運用致します。
- ロ. これまで部門目標と従業員の役割に応じて自己設定する目標を達成度に応じて評価する目標管理を中心とした人事制度が運用され、遵守されるべき管理業務の重要性が軽視されやすい社内環境であったことを鑑み、営業的側面だけでなく、コンプライアンス遵守や管理業務の遂行にも重点をおいた人事評価制度を整備致します。
- ハ. 当社及びグループ子会社の従業員に対して、会計制度に対する意識を高め、会計制度についての知識・理解を深めると共に、内部通報で入手した事例やその対応など

を取り入れた具体的な内容を含め、受発注活動など業務に即し関連法令や社内規程に則って適切な対応が取れるような研修を、少なくとも年1回、外部の専門家を招いて実施致します。また、取締役及び監査役に対しては、意識すべき責任及び留意点につき、外部の専門家による研修を少なくとも年1回実施することにより、コンプライアンス意識の徹底を図る体制を整備致します。今期につきましては、平成30年3月末を目途に実施致します。

以上